

知念小学校いじめ防止基本方針

平成28年2月19日 策定
令和5年5月11日 一部改訂

【目指す児童像】

- ① 夢や希望を持ち、常に目標に向かってがんばる児童
- ② 心身ともに健康で、自信を持って行動出来る児童
- ③ 人の話を静かに聞き、筋道を立てて、よく考え、進んで発表できる児童
- ④ 相手の立場を考え、温かい心で接する児童
- ⑤ 自然を大切に、学校や教室を美しくしようと努める児童
- ⑥ 基本的な生活習慣が身に付き、規則正しい生活ができる児童
- ⑦ 自主的・計画的に家庭学習ができ、読書好きな児童

【PTAとの関連】

- ① 役員(会長、副会長)
- ② 健全育成委員会

【いじめ防止対策委員会】

校長(委員長), 教頭(副委員長), 養護教諭, 生徒指導主任, 教育相談, 学級担任, SC, SSW, 警察, 市教育相談員

【関係機関】

- ① 南城市教育委員会
- ② 与那原警察署

【いじめ防止の基本姿勢】

- ① いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③ いじめの早期の適切な対応のために、該当児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

【早期発見】

- ① 日々の観察の充実に努める。
- ② 観察の視点を明確にし、人間関係の把握に努める。
- ③ 日記や連絡帳を活用し、児童・保護者との信頼関係を構築する。
- ④ 教育相談を実施し、教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ⑤ 毎月生活アンケートを実施し、早期発見に努める。
- ⑥ 毎月一回「校内支援委員会」を実施し、アンケートなどから抽出した気になる児童やいじめの事例の共通理解と、全校協働体制で見守るための取組を推進する。

【いじめに対する措置】

- ① 正確な実態把握に努める。
- ② 指導体制、方針の決定をする。
- ③ 児童への指導・支援を行う。
- ④ 保護者との連携を図る。
- ⑤ いじめ発生後の対応を行う。

【本校の現状と課題】

①現状

- ・いじめが起きた際、校内支援委員会での情報共有また事例によってはケース会議などを行い、早期発見・解決に向けて取り組んできている。
- ・令和4年度は16件のいじめを校内支援委員会で確認し、事後の指導や経過観察について共通理解を図った。

②課題

- ・加害者側にいじめる気持ちはなくても被害者側が嫌な思いをしたという事例が多かったので、いじめを未然に防ぐ取組が必要。その課題を踏まえ、年一回「いじめ防止朝会」を実施し「いじめは絶対しない」ということを学校全体で確認している。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

(1)の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように「知念小学校いじめ基本防止方針」を定める。

いじめの基本認識は次の通りである。

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関われる問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む）は以下のポイントである。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実

- ① いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ② 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ② 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ④ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 体験活動の充実

- ① 児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ② 自然体験や、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ① 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会や社会体験を取り入れる。
- ② 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くような教育活動を取り入れる。

(5) 保護者や地域の方々への働きかけ

- ① 授業参観やホームページ、学校・学年便り等による広報活動を通して、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ② P T A活動や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 早期発見，早期解決

(1) 日々の観察

- ① 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見に努める。
- ② 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ③ 毎月の生活アンケートを活用する。
- ④ いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 観察の視点

- ① 児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ② 担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ③ 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(3) がんばりノートの活用

- ① がんばりノートの活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を取り合い、信頼関係を構築する。
- ② 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談の実施

- ① 教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ② 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ③ 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象として教育相談を実施する。

(5) 生活アンケートの実施

- ① アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、毎月実施し、実施後は担任が速やかに確認し、生徒指導主任、教頭、校長へ報告する。

4 早期の適切な対応

(1) 正確な実態把握

- ① 当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、記録する。
- ② 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制，方針決定

- ① 指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ② 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ③ 南城市教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 子どもへの指導・支援

- ① いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ② いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ③ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

- (5) 保護者との連携
 - ① いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - ② 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
 - ③ 授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。
- (6) いじめ発生後の対応
 - ① 継続的に指導・支援を行う。
 - ② カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
 - ③ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

5 ネット上のいじめへの対応

- (1) 啓発・研修
 - ① インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に活かす。
 - ② ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。(H30・12月、保護者と4～6年児童対象に情報モラル教室実施)
- (2) 早期発見・早期対応
 - ① 家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
 - ② 普段から情報を得るように心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- (3) 関係機関との連携
 - ① ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関の連携を図り、速やかな解決に努める。

6 いじめ問題に取り組む体制の整備

- (1) 校内『いじめ防止対策委員会』の設置
 - ① 校内のいじめ防止対策委員会を設置する。毎月の職員会議や生徒指導部会で情報交換し、いじめ等が発見された場合には対策委員会を開催し早期対応にあたる。また、重大事態が発生した場合は教育委員会に連絡し、調査主体についての指示を受ける。
- (2) いじめ防止対策年間指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
 - ① 児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
 - ② 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- (3) 相談体制やカウンセリング体制の充実
 - ① いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
 - ② スクールカウンセラーを中心として校内の相談体制づくりを行う。
 - ③ カウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技能の向上を図る。

7 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、南城市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 南城市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめの認知

学校「いじめ防止等の対策のための組織」を中核として、組織的に対応する。
↓ 【この組織が中核となって行うこと】

- いじめの情報の収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係ある児童への事実関係の聴取
- 指導や支援体制・対応方針の決定
- 保護者との連携

重大事態発生

